

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（事業年度の記載事項）	（事業年度の記載事項）
第三条　【略】	第三条　【同上】
〔2・3　略〕	〔2・3　同上〕
4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 〔一～三　略〕 〔号を削る。〕	4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 〔一～三　同上〕
四　会社グループのうち、イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものにあっては、次に掲げる事項 イ　次に掲げる額の合計額 (1)　オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項について連結貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）	四　会社グループのうち、イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものにあっては、次に掲げる事項 イ　次に掲げる額の合計額 (1)　オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項について連結貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）

-
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他
の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスposure方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。ロ及びハにおいて同じ。）で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）
- (3) レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）
- (4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスposureの額、対象資産に係るエクスposureの額及び証券化エクスposureの額の合計額をいう。）

。)

口 金融機関等（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、
保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業
を営む者を含む。以下口、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信
に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未
引出額を含む。）

(2) 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保
社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニに
おいて同じ。）の保有額

(3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートジ
ャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案
することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

(4) 法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項
第三号口に規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「
金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等と
の派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額
及びカレント・エクスポートジャーワ方式で計算したアドオンの
額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案するこ
とができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合
計額

(1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの

(2) 未引出額を含む。)

(2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポート
ヤーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案
することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品
取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレン
ト・エクスポート方式で計算したアドオンの額（法的に
有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる
ものとし、零を上回らないものに限る。）

二 発行済の有価証券の残高

ホ 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワーク
システム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類す
る決済システムを通じた決済の年間の合計額
ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高
ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け
（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。
）の年間の合計額

チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取
引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
リ 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く
。）の残高の合計額

- (2) (1) 売買目的有価証券
- その他有価証券

又観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高

ル 対外与信の残高

ヲ 対外債務の残高

〔5～7 略〕

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期とともに、自己資本の充実の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔1～6 略〕

七 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本規制比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本規制比率に著しい差異がある場合に限る。）

八 〔略〕

九 〔略〕

十 〔略〕

十一 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に

〔最終指定親会社四半期の記載事項〕
第五条 〔同上〕

〔1～6 同上〕

〔号を加える。〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

九 〔同上〕

十 〔同上〕

〔号を加える。〕

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に

掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、それぞれ作成するものとする。

3
〔略〕

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第三十面) 略〕
(第三十一面)

〔別紙〕

(第三十二面)

(別紙様式第四号)

〔(第一面)～(第二十四面) 略〕
(第二十五面)

〔別紙〕

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第三十面) 同左〕
〔面を加える。〕

〔面を加える。〕

(別紙様式第四号)

〔(第一面)～(第二十四面) 同左〕
〔面を加える。〕

捲頭 振付の〔 〕の記載は左記ども。